第75号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長(以下「実施機関」という。)が本件異議申立ての対象となる 行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、これを取り消 し、平成18年12月28日付け交渉記録、平成19年 1月10日付け交渉記録及び同 月11日付け交渉記録(以下「本件交渉記録」という。)を特定の上、決裁欄、 作成年月日、交渉年月日並びに出席者の所属名、職名及び氏名のうち東海旅 客鉄道株式会社(以下「JR東海」という。)の社員の職名及び氏名を除く 部分(以下「公開すべき情報」という。)を公開すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成19年 3月28日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例(平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。)に基づき、実施機関に対し、平成19年 2月 7日付け「名古屋新幹線公害訴訟原告団・弁護士からの質問状について(回答)」(以下「平成19年 2月回答」という。)の別紙で、平成18年9月 6日には「残地についても買い取る方向で検討する」としていたものを、平成19年 1月 9日には「残地については無償貸与を前提に整備する」と変更した理由及び検討の経過が分かる全ての文書(以下「本件請求文書」という。)の公開請求を行った。
- 2 平成19年 4月11日、実施機関は、請求の対象となる行政文書が存在しない ことを理由として、非公開決定(以下「本件処分」という。)を行い、その 旨を異議申立人に通知した。
- 3 同月23日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議 申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨 本件処分を取り消し、請求した文書の公開を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 一度出した文書と全く反対の内容の文書が 2ヵ月後に出ているが、決定 内容が変わった理由や経過を記載した文書がないため、信じることができ ない。これを信じるとすれば、名古屋市は、いったん決めたことを理由も 経過も明らかにしないで勝手に変更するということを日常的に行っている ということになる。
- (2) 同一の案件に対して、平成18年12月 6日付け「名古屋新幹線公害訴訟原告団・弁護士からの質問状について(回答)」(以下「平成18年12月回答」という。)及び平成19年 2月回答の 2つの文書が出され、その内容が全く異なっているにもかかわらず、平成19年 2月回答の中で平成18年12月回答の内容を変更し、又は破棄するとの記載もない。名古屋市の公文書の取扱いとして、このようなことが日常的に行われているのかについて明らかにされる必要がある。
- (3) 平成19年 6月14日付け弁明意見書(19土江第33号)で、方針を変更した 理由が述べられているが、文書が何も残っていない以上、その理由の信憑 性は担保されていない。また、その理由からは、平成18年12月回答は十分 な検討もなく作成されたことになり、その事実関係について明確な回答は ない。
- (4) 変更の理由を述べたのであれば、それを立証する文書が存在するはずであり、開示すべきである。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 名古屋市緑政土木局江川線整備事務所(以下「整備事務所」という。)内で検討を重ねた結果、残地の取扱いについて買取りから無償貸与に方針を変更したものであり、方針変更の理由、検討の経過を記した行政文書は存在しない。ただし、異議申立人に対しては、経緯を説明する観点から、平成19年4月11日付け「行政文書公開に関する補足説明について」(19土江第7号)(以下「補足説明文書」という。)を提示したところである。
- 2 名古屋新幹線公害訴訟原告団・弁護士(以下「原告団等」という。)から の質問状に対する整備事務所から名古屋市環境局公害対策部交通公害対策課 (以下「交通公害対策課」という。)への回答としては、平成19年 2月回答 及び平成18年12月回答を作成し、いずれも環境局には送付しているが、環境

局から原告団等への回答は、平成19年2月回答のみが送付されている。

第 5 審査会の判断

1 争点

後述するように、本件交渉記録が本件請求文書に該当することが判明した 経緯にかんがみると、本件交渉記録が条例第7条第1項第1号、第2号、第 4号又は第5号に該当するか否かが争点となる。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件交渉記録について

- (1) 本件交渉記録を本件請求文書として特定するに至った経緯
 - ア 補足説明文書には、平成18年12月27日に交通公害対策課に残地の扱い についての検討結果を伝えたこと、平成19年 1月 9日にJR東海に残地 の扱いについての検討結果を伝えたこと及び同月10日に交通公害対策課 にJR東海との交渉結果を伝えたことが記載されている。
 - イ 上記アの検討結果等を記した文書の有無を実施機関に確認したところ、 本件交渉記録が存在することが判明した。
 - ウ 平成18年12月28日付け交渉記録及び平成19年 1月11日付け交渉記録には整備事務所と交通公害対策課との間で行われた用地交渉に関する記録が、また、同月10日付け交渉記録には整備事務所とJR東海との間で行われた用地交渉に関する記録が記載されており、これらの記録には実施機関がJR東海から残地の無償貸与を受けるに至った方針変更の経緯が記載されている。
 - エ したがって、本件交渉記録は、本件請求文書に該当する。

(2) 本件交渉記録に係る実施機関の弁明

ア 条例第7条第1項第1号について

本件交渉記録に記載された出席者の発言内容等には、個人の意識、財産等に関する情報が含まれ、これらは通常他人に知られたくないと認められるものであり、公にすることにより個人の人格や財産に関する権利利益を害するおそれがある。

イ 条例第7条第1項第2号について

本件交渉記録に記載された出席者の発言内容等には、法人等の事業運営に支障をきたすと認められる情報が含まれており、これを公にすることにより法人等の資産管理等に支障をきたし、社会的評価等を損なう。

ウ 条例第7条第1項第4号について

本件交渉記録は、市の機関の内部又は相互間における審議、検討又は 協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又 は意思決定の中立性が不当に損なわれる等の影響がある。

エ 条例第7条第1項第5号について

本件交渉記録に記載された市の出席者による発言内容等は、本市の用地交渉事務に関する情報であり、公にすることにより、同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、公開を前提とした交渉では、発言が制約され、交渉事務に多大な影響を及ぼし、ひいては本来の目的である契約事務の達成が損なわれるおそれがある。

(3) 本件交渉記録に係る異議申立人の主張

ア 本件交渉記録は、残地の扱いに関連する交渉記録のようであるが、いったん行われた回答と全く異なった内容の回答が出されていることが、 単に交渉記録だけで行われるとは信じられない。

イ こうした重大な変更理由が交渉記録にしか記載されていないとすれば、 少なくともその内容が明らかになる文書は、公開されなければならない。

4 本件交渉記録のうち公開すべき情報を除く部分について

(1) 条例第 7条第 1項第 1号該当性

当審査会は、まず、本件交渉記録のうちJR東海の社員の職名及び氏名 (以下「本件個人情報」という。) が条例第7条第1項第1号に該当する か否かを判断する。

- ア 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。
- イ 本件個人情報は、個人の勤務先及び役職に関する情報であり、特定の個人が識別され得るものであることは明らかである。また、このような個人の職業に関する情報は、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないことは明らかである。
- ウ したがって、本件個人情報は、条例第 7条第 1項第 1号に該当すると 認められる。

(2) 条例第 7条第 1項第 5号該当性

次に、本件交渉記録のうち本件個人情報及び公開すべき情報以外の部分 が条例第7条第1項第5号に該当するか否かを判断する。

- ア 本号は、本市が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な 行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を 公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障 が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。
- イ 本件交渉記録のうち本件個人情報及び公開すべき情報を除く部分には、 実施機関がJR東海から残地の無償貸与を受けるに至った経緯が記載さ れており、このような用地交渉に関する情報が、本市の機関が行う事務 事業に関する情報に該当することは明らかである。
- ウ 市が公共事業の用地交渉を行うに当たっては、当該土地の所有者と何度も交渉を重ね、信頼関係を築き上げて行うものであり、こうした交渉は、公開されないことを前提に進められており、公開すると用地買収等の目標を達成できなくなるおそれがある。また、通常、用地交渉を行う場合、将来的に交渉の経緯が公開されることが分かった上で交渉を行うことはあり得ず、例え契約の履行後であったとしても、用地交渉の記録が公開されるのであれば、相手方は、話し合いの内容を変えてくるおそれがある。したがって、用地交渉の記録を公開すると、当該用地交渉事

務の円滑、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

- エ したがって、本件交渉記録のうち本件個人情報及び公開すべき情報を 除く部分は、条例第7条第1項第5号に該当すると認められる。
- (3) 条例第7条第1項第2号及び第4号該当性

実施機関は、本件交渉記録のうち公開すべき情報を除く部分が、条例第7条第1項第2号及び第4号にも該当すると主張しているが、上記(1)及び(2)で判断したように、本件交渉記録のうち公開すべき情報を除く部分は、非公開とすべきであると考えるので、これらについて重ねて判断する必要はない。

- 5 本件交渉記録のうち公開すべき情報について
 - (1) 決裁欄は、本件交渉記録を作成した整備事務所がその内容を確定する手続として回議をしたことを記録した部分であり、決裁を行った者の印影が記されている。また、作成年月日には、当該交渉記録を作成したときの日付が、交渉年月日には、当該交渉が行われたときの日付が記載されている。さらに、出席者のうち実施機関の職員の職名及び氏名は、当該交渉に出席した整備事務所及び交通公害対策課の職員の補職名及び氏名が記載されている。
 - (2) 決裁を行った者の印影並びに交渉に出席した者の補職名及び氏名は、公務員の当該職務の遂行に係る情報であり、条例第7条第1項第1号に規定する個人情報には該当しない。
 - (3) また、いずれの情報も、条例第7条第1項第2号に規定する法人に関する情報及び同項第4号に規定する審議、検討又は協議に関する情報には該当しない。
 - (4) さらに、決裁を行った者の印影以外の情報は、市の機関が行う用地交渉の事務に関する情報ではあるが、当該交渉の出席者氏名、交渉を行った年月日、当該交渉記録を作成した年月日に過ぎず、これを公開しても当該事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められないことから、条例第7条第1項第5号には該当しない。
 - (5) したがって、本件交渉記録のうち公開すべき情報は、条例第7条第1項

第 1号、第 2号、第 4号及び第 5号には該当しない。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

6 番査会の処理経過	
年 月 日	処 理 経 過
平成19年 5月 9日	諮問書の受理
5月15日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
6月14日	実施機関の弁明意見書を受理
6月18日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付
	併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論
	意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳
	述申出書を提出するよう通知
7月13日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
平成20年 3月21日	調査審議
(第88回審査会)	異議申立人の意見を聴取
4月 8日	調査審議
(第89回審査会)	実施機関の意見を聴取
5月13日	調査審議
(第90回審査会)	
5月20日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
5月30日	実施機関の弁明意見書を受理
6月17日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付
	併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論
	意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳
	述申出書を提出するよう通知
7月 7日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
9月 9日	調査審議
(第94回審査会)	実施機関の意見を聴取
11月11日	調査審議
(第96回審査会)	異議申立人の意見を聴取
12月 9日	調査審議
(第97回審査会)	
平成21年 7月14日	調査審議
(第103回審査会)	

. H = H	total I	
8 H 5 H	答申	
0)1 0 H		